マンホールトイレ
設置助成制度のご案内

突然起こる大規模災害。でも…

発災時における快適なトイレ環境を
確保するため、町の防災組織に対して
マンホールトイレの設置助成を行います！

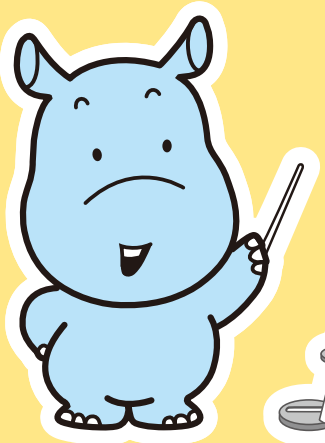

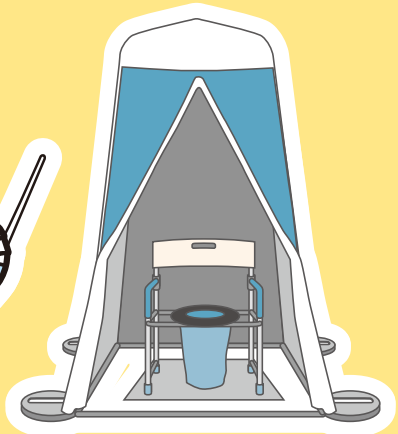

詳細はホームページをご覧ください！

横浜市　マンホールトイレ　助成　検索

マンホールトイレの仕組み

マンホールトイレとは？ …… 宅地内にあるますの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

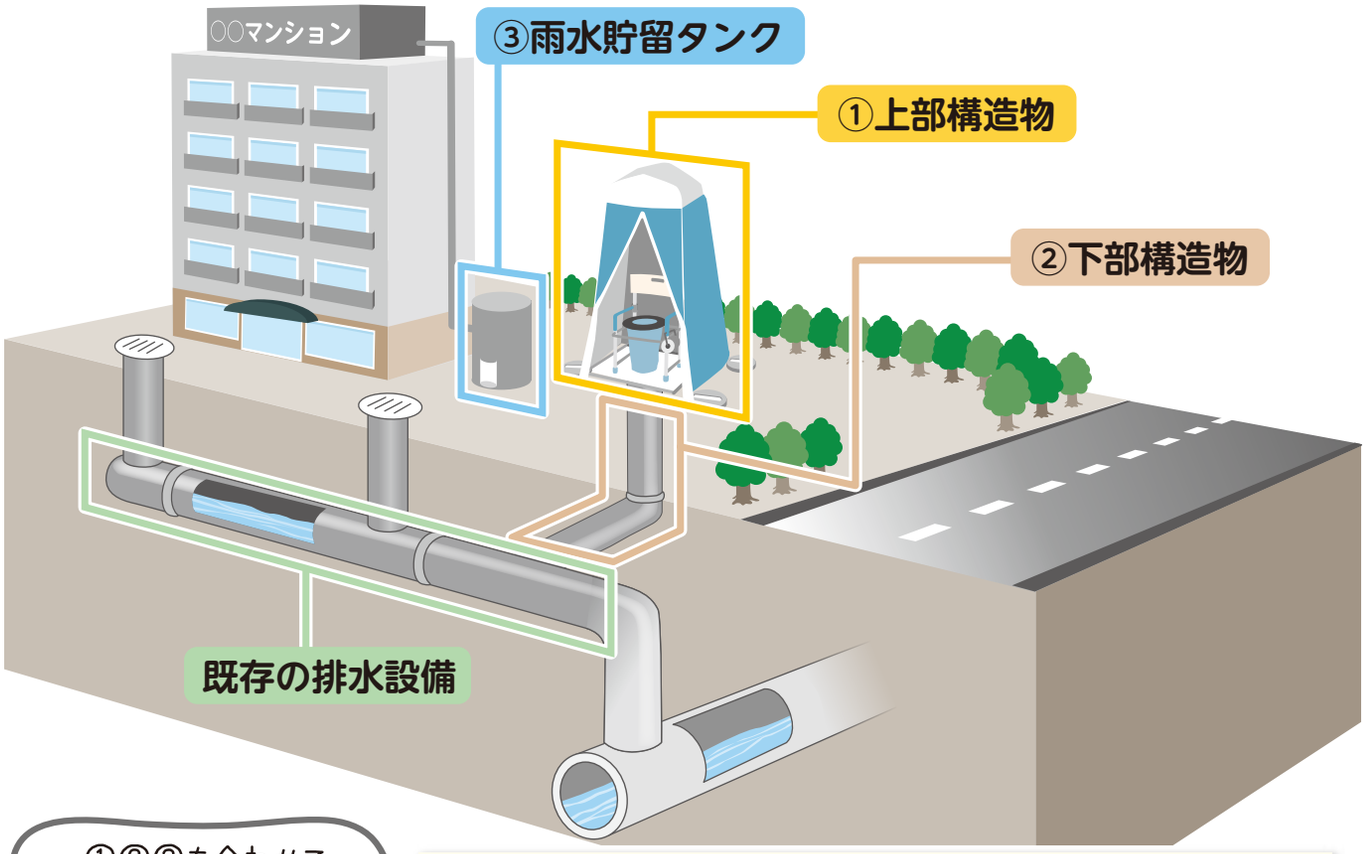

交付の対象物

①上部構造物 汚水ますの上に設置するパネル又はテント、便器及び設置に必要な付属品
（※送料を除く1基まで）

②下部構造物 ①上部構造物を設置するために必要な排水管及び汚水ます

③雨水タンク及び付属品 容量200リットル以上のもの、設置に必要な付属品
（※送料・設置費を除く1基まで）

▶交付の対象者

自主的な防災活動を積極的に行っている自治会町内会、マンション等の管理組合

※個人での申請は受け付けておりません。

▶助成金額

マンホールトイレの設置に要する費用の10分の9以内。（上限30万円）

予算の上限に達した時点で受付を終了します。

設置助成制度の手続きの流れ

1 下部構造物の助成「無」の場合

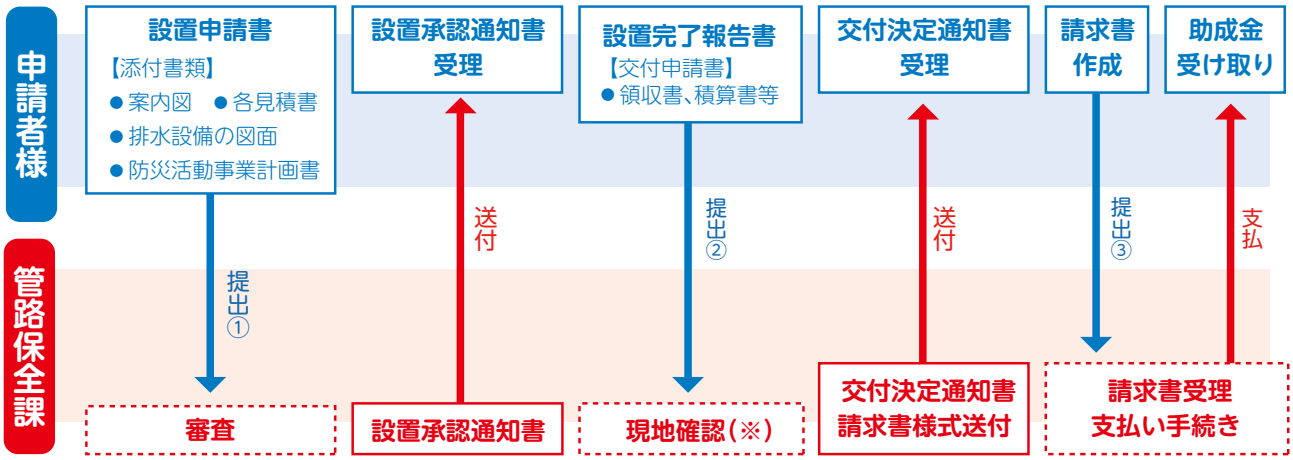

※現地確認の際は1名お立合いをお願いいたします。購入品・工事の施工状況を確認させていただきます。

2 下部構造物の助成「有」の場合

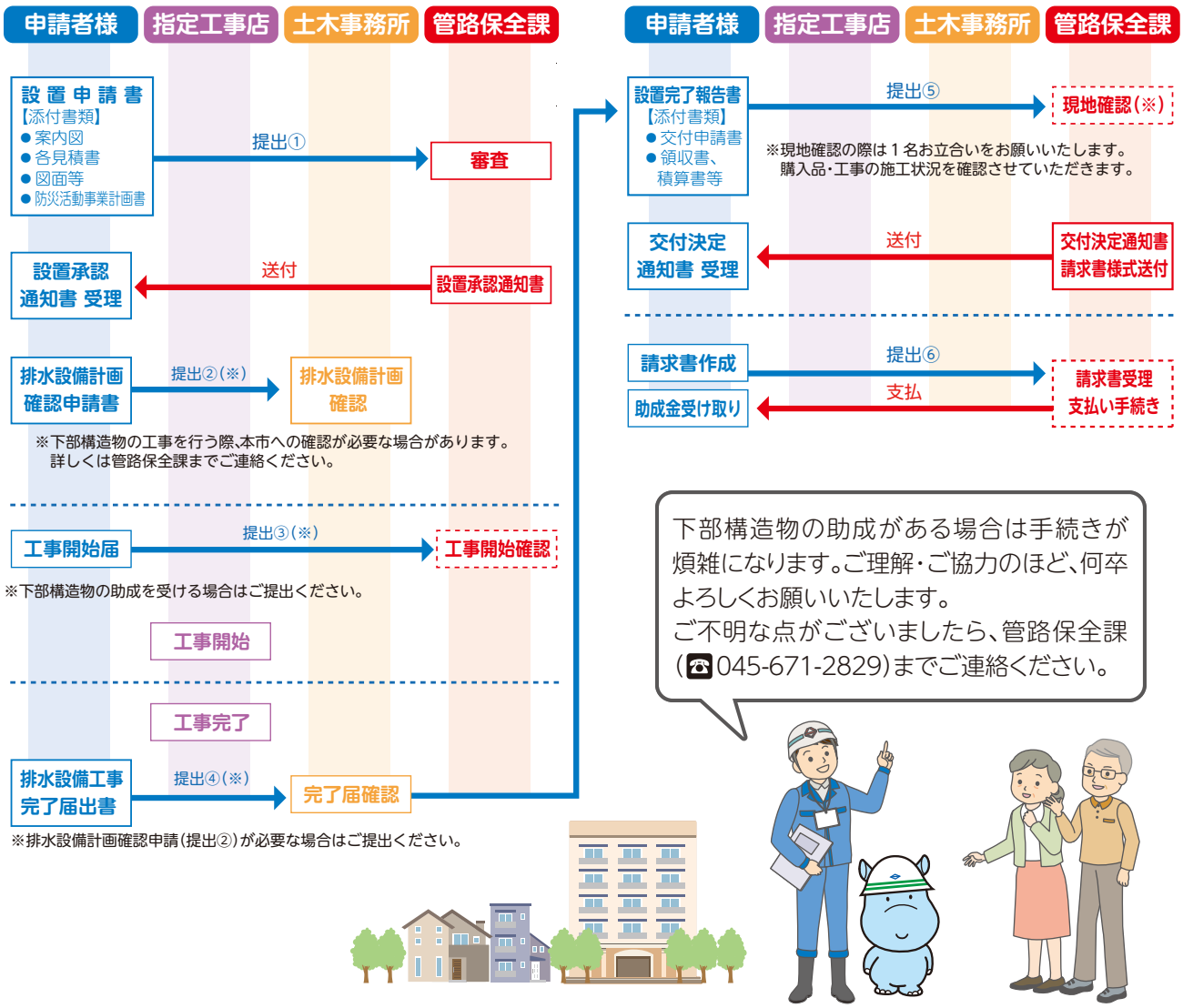

注意事項

- 購入後に申請をしていただいても助成の対象とはなりません。申請後、本市より「設置承認通知書」を送付しますので、こちらを受理後に購入・工事を開始してください。
- 申請期間の終了はホームページにてご案内いたします。ご検討いただく場合、必ずホームページのご確認をお願いいたします。
- 指定する年月日までに設置を完了してください。
- 設置完了しましたら、本市職員による現地確認を行わせていただきますのでお立合いをお願いいたします。
- 区役所より「町の防災組織活動費補助金」（以下補助金）の交付を受けている場合、マンホールトイレ購入費用に補助金を充てることはできません。
- 特定の個人のみ使用する場所に設置する場合は助成の対象外です。
- 申請書等をご提出いただく際、または書類に不備等がある際にご郵送いただく場合、送料は各自で負担していただきますので予めご了承ください。
- 下部構造物の工事を行う際、別途手続きが必要な場合があります。（詳しくは3ページをご覧ください）

申請を検討される際、まずは
下記問合せ先へご相談ください！

横浜市では、こんな助成も行っています！

▶ **雨水貯留タンク設置助成制度**

▶ **宅内雨水浸透ます設置助成制度**

【問合せ先】 横浜市環境創造局　管路保全課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 ☎045-671-2829 FAX045-641-5330

令和４年6月改訂